

令和8年度東大阪市省エネ設備更新事業補助金

公募要領

補助金を申請される際は、本公募要領を確認のうえ申請をお願いいたします。

令和8年4月

東大阪市都市魅力産業スポーツ部モノづくり支援室

本補助金に関するお問合せ

東大阪市都市魅力産業スポーツ部モノづくり支援室：monodukuri@city.higashiosaka.lg.jp

問合せが集中した場合、回答に時間を要する可能性がありますので、ご了承ください。

〔目 次〕

1. 本補助金の目的.....	3
2. 補助対象者.....	3
3. 補助対象事業の種類及び補助率等.....	3
4. 応募手続き等の概要.....	4
5. 補助事業者の義務（遵守すべき事項）.....	5
6. 必要書類.....	6
7. フローチャート.....	7
8. 見積書についての注意事項.....	8
9. 参考資料.....	9

1. 本補助金の目的

日々の生産活動において必要不可欠であるエネルギーの価格が高騰しているなか、エネルギー消費量の削減と生産性向上を図るため、あらかじめ本市が指定する生産設備を更新（入替）により導入する市内企業の取組を促進することを目的としています。

2. 補助対象者

本補助金の補助対象者は、東大阪市内で本市が指定する補助対象設備の導入を行う中小企業者（中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する者）でかつ、製造業者*1に限ります。

【中小企業者】

・資本金又は従業員数（常勤）が下表の数字以下となる会社又は個人であること。

業種	資本金	従業員数【常勤】
製造業 (うち、ゴム製品製造業（自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びにベルト製造業を除く。))	3億円以下	300人以下 (900人以下)

*1 製造業とは日本標準産業分類の製造業のうち履歴事項全部証明書内に製造や、加工等に関する記載がある企業のことをいう。

3. 補助対象事業の類型及び補助率等

(1) 補助対象事業

本補助金の対象となる補助対象事業は、東大阪市内で既に事業活動を営んでいる工場・事業所等において、現在使用している設備を本市が指定する補助対象設備に更新（入替）する事業（※）であり、下記要件をすべて満たすものです。（※東大阪市内間の工場の移転や集約等、既存の事業所を移設する際に既設の設備を更新する場合は対象とする。）

- ① 導入する設備が、[一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）の「省エネ・非化石転換補助金」の対象となる「生産設備」](#)に該当していること。
- ② 導入する設備は令和7年4月以降に先端設備等導入計画の認定を受けた設備であること。
- ③ 導入する設備に対して、国（独立行政法人等を含む）や府など他の機関が実施する他の補助金等の交付がないこと。ただし、令和7年度補正予算省エネ・非化石転換補助金（Ⅲ）GX設備単位型 / （Ⅳ）設備単位型）、及び令和8年度中小事業者の脱炭素に係る自主的取組支援補助金を除く。
- ④ 交付決定日から令和9年3月31日までに導入から支払まで完了すること。
- ⑤ 現在使用している既存設備を更新（入替）して省エネルギー化を図ること。
- ⑥ 更新前後で、使用用途が同じであること。
(導入予定設備により既存設備と同様の加工や製作等の作業目的が達成できることが要件です。)
- ⑦ 中古品ではないこと。
- ⑧ 本補助金申請日の属する会計年度内（市の会計年度である4月～翌年3月）にすでに本補助金の交付決定を受けていないこと。

(2) 補助対象経費の考え方

交付決定日から令和9年3月31日までに支払が完了する設備の購入金額（税抜）、又はリース料金（税抜）が補助対象経費です。

※設備本体以外の費用（消費税や保守、輸送費、役務等の費用）については補助対象外です。

※本体以外のオプション等については見積書に本体と別記載の場合、対象外です。

(3) 補助金額

上記補助対象経費に補助率 1 / 2 を乗じた金額が補助金額となります。
補助金額の上限は300万円です。

4. 応募手続き等の概要

(1) 交付申請

交付申請は、東大阪市電子申請システムから行ってください（必要書類はp.6表1を参照）。交付申請書には、税抜額を記載してください。入力については、申請者自身が、本公募要領に従って作業してください。また、必要書類については、必ず、申請者自身がその内容を理解、確認してください。

※ 東大阪市電子申請システム以外では受付いたしません。

※ 申請金額が予算上限に達し次第、申請受付を終了します。予算残額の状況は本補助事業の案内ページ(<https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000035654.html>)に随時掲載していきます。

【スケジュール】

公募開始： 令和8年6月1日

公募締切： 令和9年2月28日

事業完了期限： 令和9年3月31日

※公募締切を過ぎて申請したものについては受付いたしません。申請は余裕をもって行ってください。

※発注を行う前に必ずメーカーに納期を確認してください。

※事業完了期限である令和9年3月31日までに、実績報告まで終えていただく必要があります。期限を過ぎたものについては受付いたしません。

※事業完了期限までに実績報告が困難な場合は、必ず事前にモノづくり支援室へご相談ください。

【事前着手承認申請】

交付決定前に発生した経費は、原則として補助金の交付対象となりません。交付決定は令和8年6月1日以降となりますが、事業遂行上やむを得ず発生する経費について、事前着手の承認を受けた場合は、事前着手承認日から交付決定日の間に発生した経費も補助対象とすることができます。申請の方法は東大阪市モノづくり支援室までメールでお問合せください（表紙のお問合せ先参照）。審査が完了し次第、**事前着手承認通知**を送付いたします。**その後、令和8年6月1日以降に電子申請システムより交付申請を行ってください。**

なお、事前着手の承認が得られた場合でも、交付申請時に申請金額が予算上限を超えている等不交付決定となる場合があります。これにより生じる損失等について、本市は一切の責任を負いません。

(2) 交付決定通知

申請後、必要書類等を審査し問題がなければ申請いただいた設備等の金額から交付決定額を算定し、交付決定の通知を申請時に入力いただいたメールアドレスに送付いたします。（おおよそ1週間から2週間程度。申請多数の場合はさらに時間を要する場合があります。）

交付決定後、補助対象事業の内容に変更等が生じた場合は、予め変更承認を受ける必要があります。下記のような場合は東大阪市モノづくり支援室までご連絡ください（表紙のお問合せ先参照）。

- ・補助事業の内容を変更したいとき
- ・代表者、事業者名、住所のいずれかが変わるとき

なお、交付決定通知に記載されている交付決定額を上回る変更はできません。また、補助事業の目的に沿わない変更等については承認されない場合があるため、ご留意ください。

(3) 実績報告

導入された設備等を検収のうえ、調達先等に対して補助対象経費の全ての支払が完了した時点をもって、補助事業の完了とします。**補助事業が完了したときは、その日から2週間以内又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに電子申請システムから補助事業の実績報告を行ってください**（必要書類はp.6表2を参照）。

なお、補助金額の確定にあたり、補助対象物件や帳簿類の確認ができない場合については、補助金の交付決定を取り消すことがありますので、ご注意ください。

必要書類等を審査し、問題がなければ補助金額確定の通知を電子申請システムから送付いたします。

(4) 補助金の支払

補助金の支払については、補助金額の確定後の精算払となります。補助金交付請求書により指定された口座に補助金を振込みます。

(5) 実地検査

補助対象事業の進捗状況確認のために、必要に応じて、導入した設備について実地検査を行います。実地検査では、申請書に記載の型式と設備に記載の型式を突合します。具体的な日時は、実績報告時に入力いただいたメールアドレス宛に送付いたします。

(6) 事業完了後～

下記のような場合は東大阪市モノづくり支援室までご連絡ください（表紙のお問合せ先参照）。

- ・本補助金の交付を受けて導入した設備を、市内事業所間で移動させるとき
- ・やむを得ず次項 5. 補助事業者の義務（2）に規定する「処分等」を行うとき

5. 補助事業者の義務（遵守すべき事項）

本補助金の交付決定を受けた場合は、以下の条件を守らなければなりません。

- (1) 補助事業の完了した日の属する会計年度終了後3年間、本市が行う補助対象事業に関するフォローアップ調査に協力すること。
- (2) 本補助金により取得した設備等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の定める処分制限期間内は、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、承継、移動又は担保に供する処分、及び破棄（以下「処分等」という。）してはなりません（自社工場間での市内移転は除く）。
- (3) 処分制限期間内にやむを得ず処分等を行う場合は市に報告し、補助金額の全部又は一部を返還すること。
- (4) 補助事業者は、補助対象事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後、5年間保存すること。
- (5) 補助対象事業の進捗状況確認のため、本市職員が実地検査に入ることがあります。また、補助対象事業完了後、本市職員が抜き打ちで実地検査に入ることがあります。この検査で、交付決定の条件を満たしていない等の理由により補助金の返還命令等の指示がなされた場合は、これに従うこと。
- (6) 補助対象事業により取得した所有権を有する補助対象設備を、本市（固定資産税課）に償却資産として申告すること。
（参考）償却資産の申告について：<https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000023824.html>
- (7) 東大阪市技術交流プラザへ事業者登録（無料）を行うこと。
東大阪市技術交流プラザ(URL)：<http://www.techplaza.city.higashiosaka.osaka.jp/index.html>

本義務を遵守されない場合、また本補助金の取得に関し不正が発覚した場合、本補助金の交付決定の取消又は返還を求める場合がございます。

6. 必要書類

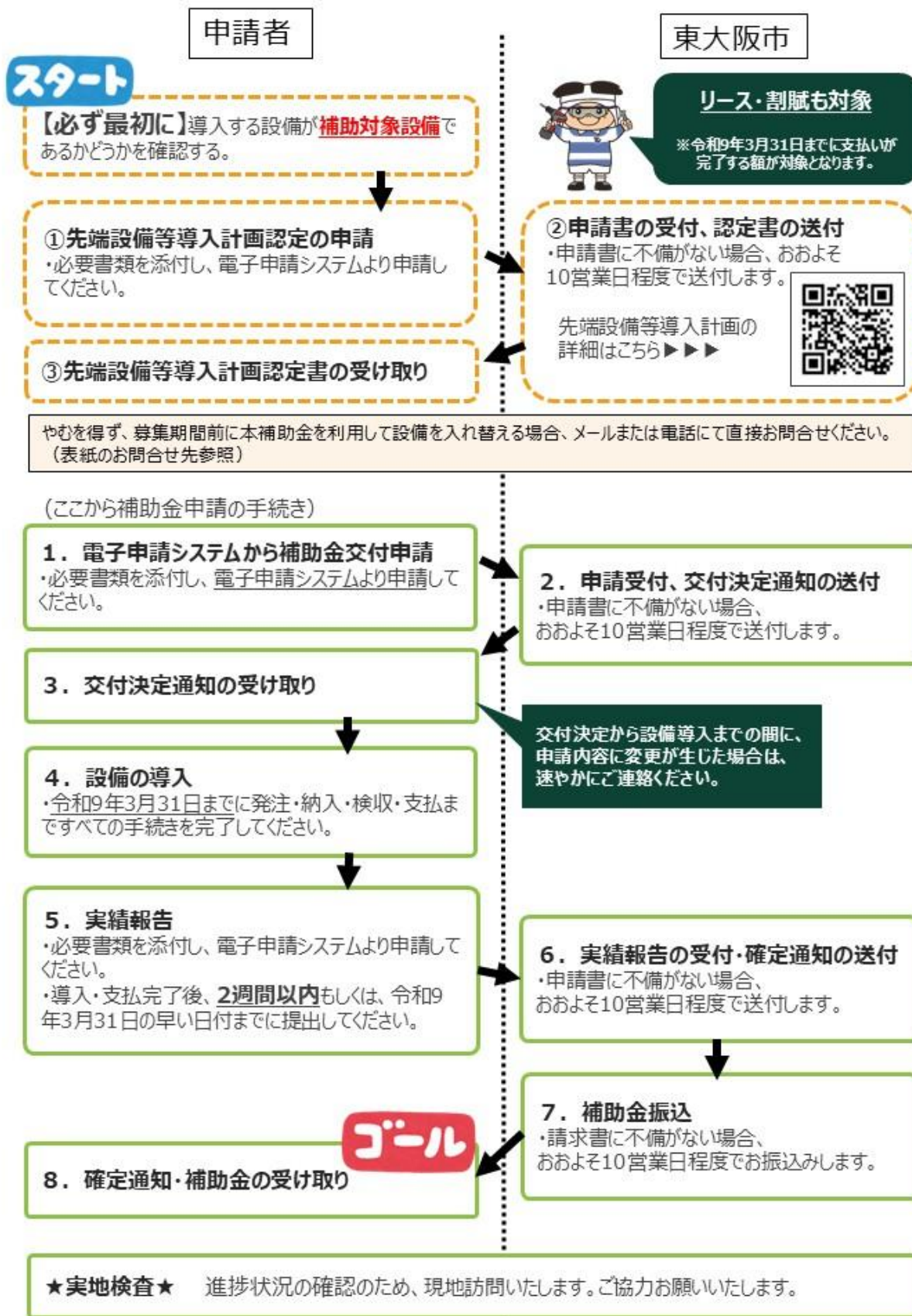
表 1 : 交付申請に必要な書類

<p>① 交付申請書（様式第3号）</p> <p>② 先端設備等導入計画認定書</p> <p>③ 先端設備等導入計画認定申請書</p> <p>④ 履歴事項全部証明書（直近3か月以内に発行したもの）※法人の場合</p> <p>⑤ 開業届（無ければ青色申告決算書） ※個人事業主の場合</p> <p>⑥ 滞納のない証明書（直近3か月以内に発行したもの） ※市役所3階納税課で発行しています。（一通300円） ※行政サービスセンター及び税務署では発行していません。</p> <p>⑦ 見積書（概算ではなく、確定された金額のもの） ※金額に値引きがある場合は、値引き後の金額を見積書に記載してください。 ※リース契約の場合は、毎月の支払額がわかるものが必要です。</p> <p>⑧ 既存設備の写真（2枚） ・設備の設置状況がわかるもの（1枚） ・銘板等機械の型式がわかるもの（1枚）</p> <p>⑨ 国の「令和7年度補正予算 省エネ・非化石転換補助金（Ⅲ）GX設備単位型 / （Ⅳ）設備単位型」及び大阪府の「令和8年度中小事業者の脱炭素に係る自主的取組支援補助金」の交付決定を受けた場合の交付決定通知書の写し （申請後に交付決定を受けた場合は、市に連絡の上、追加提出をすること）</p>
--

表 2 : 実績報告に必要な書類

<p>① 実績報告書（様式第9号）</p> <p>② 納品書の写し</p> <p>③ 請求書の写し</p> <p>④ 領収書の写し（リースの場合は実績報告までに支払が完了している毎月分の領収書） ※領収書がない場合には、支払ったことがわかるようなもの（通帳の写し等）を代替りの書類とすることができます。手形払等で実績を確認できないものは代替りの書類とすることができません。</p> <p>⑤ 新規設備の写真（3枚） ・設備の導入状況がわかるもの（1枚） ・設備に「令和8年度東大阪市省エネ設備更新事業補助金」の表示（シール、油性ペン等）を行っていただき、その表示部分を撮影したもの（1枚） ・銘板等機械の型式がわかるもの（1枚） ※実地検査時にも型式の確認いたします。撮影が難しい場合はご相談ください。</p> <p>⑥ 東大阪市技術交流プラザに企業登録したことがわかる画面の写し</p> <p>⑦ 補助金交付請求書（様式第11号）</p>
--

本補助金申請の流れ（概要）



参考資料：併用可能な補助金について

本補助金以外にも、国や大阪府が実施する補助金があります。令和7年度補正予算省エネ・非化石転換補助金（Ⅲ）GX設備単位型 / （Ⅲ）設備単位型、及び令和8年度中小事業者の脱炭素に係る自主的取組支援補助金については、本補助金の交付申請の前に交付決定を受けている場合で、なおかつ交付金額が300万円に満たない場合、補助率1/2、上限300万円に達するまでは本補助金を併用して受けることが可能です。

【注意】上記補助金の交付を受ける場合、本市からの追加補助金額は下記のとおりです。※生産設備以外の設備は、本市の追加補助の対象とはなりません。

- ①国または大阪府からの交付金額が300万円以上の場合 ⇒ 本市からの追加補助なし
- ②国または大阪府からの交付金額が300未満の場合 ⇒ 本市からの追加補助あり
追加補助金額 = 補助対象経費 × 1/2 (上限300万円) - 国または大阪府の補助金額

【国】令和7年度補正予算 省エネ・非化石転換補助金

（Ⅲ）GX 設備単位型 / （Ⅲ）設備単位型について

※本補助金に関するお問合せは本市では受け付けておりません。

詳しくは、こちらのページをご覧ください。（<https://sii.or.jp/setsubi07r/overview.html>）

●募集時期

【二次公募】2026年6月上旬～7月上旬（予定）

【三次公募】未定

●補助率 最大1/2 ※申請枠による

●補助金限度額 （上限額）最大3億円/事業全体 ※申請枠による

●事業概要

SIIが予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、登録及び公表した設備の導入を支援するもの。
（生産設備だけでなく、空調・変圧器等のユーティリティ設備等も対象）

【大阪府】令和8年度中小事業者の脱炭素に係る自主的取組支援補助金について

今後の実施が予定されている本補助金についても、市の補助金と併用が可能です。

※本補助金に関するお問合せは、本市では受け付けておりません。

詳しくは、こちらのページをご覧ください。

（<https://www.pref.osaka.lg.jp/o120020/eneseisaku/sec/index.html>）